

防府市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和6年8月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。

(事業内容)

第3条 支援の内容は、訪問支援員が対象家庭を訪問し、次に掲げる(1)若しくは(2)又は(1)(2)を同時に行うことを基本に、家庭の状況に応じて以下の内容を包括的に実施する。

(1) 家事支援

食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等

(2) 育児・養育支援

育児のサポート、保育所等の送迎（徒歩の場合に限る）、宿題の見守り、外出時の補助、等

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）

(4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

(事業の対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、防府市内に住所を有し、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

(1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保

護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

(3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

(4) その他、事業の目的に鑑みて、市が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

（訪問支援員の要件）

第5条 訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に実施できるものとして市長が適当であると認めた者とする。

(1) 市が適当と認める研修を修了した者

(2) 以下のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（利用申請及び決定）

第6条 この事業を希望する者は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、利用の可否を決

定し、子育て世帯訪問支援事業決定通知書（第2号様式）または、子育て世帯訪問支援事業不承認通知書（第3号様式）、により申請者に通知するものとする。

（支援活動）

第7条 訪問支援員は、決定した内容に基づき訪問支援を実施するものとし、支援に当たっては、子育て世帯訪問支援事業予定書（第4号様式）により支援方針計画を説明し、理解を得る。

2 訪問支援員は、訪問後、支援内容等をケース担当職員に報告する。

3 訪問支援員は、子育て世帯訪問支援事業報告書（第5号様式）を毎月10日までに前月分について、ケース担当職員を経由して、市に提出する。

4 訪問支援員は、訪問支援の最終回は子育て世帯訪問支援事業報告書（第6号様式）を提出する。

（指導・監督）

第8条 市は、訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況把握に努めるとともに、訪問支援員に対して必要な指導監督を行う。

（報償費）

第9条 支援員の支援活動に対する報償費は、1時間3,300円、一件あたりの交通費等諸経費2,000円を支給する。

2 支援家庭への訪問で不在の場合は、交通費と連絡に要する費用相当額として、訪問一件につき1,000円を支給する。

（費用）

第10条 市長は、事業の実施に要した経費の一部（別表の利用者負担額により算定した額）を利用者から徴収することができる。

（負担金の納付）

第11条 利用者は、利用にかかる負担額を市に納付しなければならない。

（守秘義務）

第12条 本事業に従事する訪問支援員は、児童の「最善の利益」を

実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知りえた家庭等の情報を漏らしてはならない。

(留意事項)

第13条 本事業に従事する訪問支援員は、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 訪問した家庭が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市に連絡し、必要な支援に適切につなぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市と共有することについては、前条の正当な理由に該当するものであること。
- (2) 訪問支援員は、常に身分証を提示するなどして、市からの訪問者であることを明確にすること。
- (3) 市は、訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況把握に努めること。
- (4) この事業の実施による事故の発生またはその再発防止に努めること。なお、育児・養育支援中に事故が生じた場合には、速やかに市に報告しなければならない。

(その他)

第14条 市長は、支援を要する当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により利用をすることが著しく困難であると認めるときは、支援を提供(措置)することができるものとする。

2 前項の規定による支援に係る費用負担については、別に定める。

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

【防府市子育て世帯訪問支援事業】実施基準表

世帯区分	利用基準	利用者負担額	
		1時間当たりの費用	1件当たりの交通費等諸経費
生活保護世帯		0円	0円
市町村民税 非課税世帯	1世帯当たり年間 96時間まで	0円	0円
	1世帯当たり年間 96時間超	330円	200円
市町村民税所 得割課税額 77,101円未満 世帯	1世帯当たり年間 48時間まで	0円	0円
	1世帯当たり年間 48時間超	660円	400円
その他の世帯		1,650円	1,000円

第1号様式（第6条関係）

防府市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）〒

住 所 防府市

氏 名

防府市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、利用料確認にかかる市民税課税台帳の調査について了承します。

保 護 者	ふりがな 氏 名				生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	住 所					
	電 話 番 号				児童との続柄	
家 族 構 成	氏 名	※支援対象児童に○	続柄	生年月日	年齢	職業・学校等
申 請 理 由						
支 援 内 容	□家事支援（内容： ）					
	□育児支援（内容： ）					
※記入不要 負担区分		□課税世帯 □課税世帯（所得割額 77,101 円） □非課税世帯 □生活保護世帯				

第2号様式（第6条関係）

防府市子育て世帯訪問支援事業決定通知書

第 号

年 月 日

様

防府市長

印

年 月 日付けで申込みのありました子育て世帯訪問支援事業について、

下記のとおり決定しましたので通知します。

[illegible]

第3号様式（第6条関係）

防府市子育て世帯訪問支援事業不承認通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申込みのありました子育て世帯訪問支援事業について、
次の理由により不承認としましたので通知します。

(理由)